

日本選挙学会公選理事候補者選出投票要綱

(目 的)

第 1 条

この要綱は、「日本選挙学会理事・監事候補者選出規程」(以下「規程」という。)第 2 条第 2 項に規定する公選理事を選出するための具体的投票方法を定め、あわせて規程第 6 条第 5 項に規定する繰上補充並びに抽選に係る方法及び手順を定める。

(選挙人名簿及び被選挙人名簿の作成)

第 2 条

選挙管理委員会は、規程第 3 条に基づき、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成する。

(名簿の確定)

第 3 条

選挙管理委員会は、2 条に規定する名簿を作成するために、選挙人名簿案及び被選挙人名簿案を選挙人に通知する。

2

選挙管理委員会は、理事長の同意を得て、周知期間を設ける。

3

選挙人は、選挙人名簿案及び被選挙人名簿案の登録に関して不服があるときは、周知期間内に選挙管理委員会に対して異議申し立てを行うことができる。

4

選挙管理委員会は、周知期間終了後、理事会の議を経て選挙人名簿及び被選挙人名簿を確定する。

(投票方法)

第 4 条

投票に際しては、オンライン投票システムで被選挙人名簿から候補者 3 名の氏名を選択する。ただし、選挙人名簿周知期間中に郵送投票方式利用希望を事務局に届け出た場合(以下、郵送投票という。)に限り、選挙管理委員会が発行した所定の投票用紙に、被選挙人 3 名の氏名を記入することで投票することができる。

2

前項ただし書きの郵送投票については、以下の各号のとおりとする。

(1) 投票用紙には、選挙人の氏名を記入してはならない。

(2) 氏(名字)又は名(名前)のみの投票は無効とする。

(3) 同一氏名の被選挙人を記入する場合は、氏名の脇に所属機関名を記入する。

(公選理事候補者の決定)

第5条

開票の結果、得票順に20名を公選理事候補者とする。

(郵送投票における無効票)

第6条

郵送投票については、被選挙人名簿に登載されていない氏名を記入した投票用紙及び複数の被選挙人の氏名を1つの欄に記入した投票用紙は無効票と判定する。

(繰上補充の手順)

第7条

規程第6条第4項に定める繰上補充及び抽選の必要が生じた場合、次の各号に従って進めるものとする。

(1) 20名に達するまで、得票順に繰り上げを行う。

(2) 前号の繰り上げに係る作業は、規程第8条に定める「理事・監事候補者選考委員会」の招集に先立って行わなければならない。

(改正)

第8条

本要綱の改正は、理事会がこれを行う。

附則1

本要綱は、平成17年5月15日より施行する。

附則2

本要綱は、平成21年5月16日より施行する。

附則3

本要綱は、令和3年5月8日より施行する。

附則4

本要綱は、令和5年5月21日より施行する。